

健康保険 被保険者住所変更届の提出について

平成29年1月1日から、マイナンバー制度の施行にともない被保険者の住所が変わったときは、「健康保険 被保険者住所変更届」により住所の届出が必要になりました。

事業主は、被保険者が引っ越し等で住所が変更となったときは、速やかに「健康保険 被保険者住所変更届」を当健保組合に提出して下さい。

届出用紙は、[こちら](#)からダウンロードできます。

なお、厚生年金保険の住所変更届については、日本年金機構のホームページからダウンロードしていただき、日本年金機構（事務センター）に直接提出するようお願い致します。

東京都自動車整備健康保険組合 業務課

03-3432-2401